

千葉県主催大会における帯同審判員の資格の限定について

1 実技による資格更新講習会を受講した者

前々年度、前年度もしくはその年度内に、審判を担当しようとする試合前日までに「実技による資格更新講習会」を受講した者

- * レフリーズダイアリーの講習会受講記録欄に受講印がおされていること

2 前年度又はその年度内に取得（新規登録）した者については、原則、帯同審判員となることはできない

- * 第4種各ブロックの審判部員に認定を受けた者は除外
- * この場合、2試合（主審・副審）以上の実技が必要

3 特別な事情がある者の対応

カテゴリー研修会受講などによる審判員については、第4種各ブロックの審判部員を通じて、第4種審判部長に申し出る。審判部の審議を経て、可否が決定される。

4 平成27年度から適用し、29年度から完全実施

- * 平成27年度から28年度は移行期間
- * 県大会につながるブロック予選も含まれる